

## 1 営農再開、経営継続関連

- 農舎・畜舎、農業用ハウス、農業用機械、加工施設等を復旧したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 集出荷施設や加工施設などの共同利用施設を復旧したい・・・・2
- 営農再開に必要な資材の調達、作物残さ等の撤去、土づくり等に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 被災した集出荷施設等を復旧したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 耕種農業の営農再開に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 被災した農地の復旧工事に伴い、代替農地等を確保したい・・・・6
- 果樹の大規模な植え替えや、樹体の洗浄・樹勢回復に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 茶の改植等に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- へい死家畜の処理、被災畜舎の消毒、家畜の再導入に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 畜舎や機械の補改修、家畜の避難、乳房炎対策、飼料の品質確保に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 畜産関連経営安定対策の生産者負担軽減について・・・・・・・・11
- 運転資金や施設復旧資金を借りたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 被災した農林水産共同利用施設の復旧に取り組みたい・・・・13
- 被災卸売市場施設の復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 被災した直売所等の販売促進に取り組みたい・・・・・・・・・・15

## 2 農地や農業用施設等関連

- 被災した農地や水路等の復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・16
- 農用地等に対する応急措置に取り組みたい・・・・・・・・・・17
- 被災した農地の自力復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・18
- 被災した農業用水路や農道の自力復旧に取り組みたい・・・・19
- 被災した農地の復旧と併せて、隣接農地も含めた区画整理に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 被災した水路等の復旧と併せて、施設の補強や改良に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 農村地域の防災・減災対策に取り組みたい・・・・・・・・・・22
- 地すべり施設の復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

- 地すべりが発生した箇所において緊急対策に取り組みたい・・・・24
- 被災した農業集落排水施設や営農飲雑用水施設等の復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 被災した鳥獣被害防止施設等を復旧・再整備したい・・・・・・26

## 3 林業関連

- 被災した農林水産共同利用施設の復旧に取り組みたい(再掲)・13
- 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・再整備に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 林道の復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 山地崩壊箇所の復旧を緊急的に取り組んでほしい・・・・・・・・・・29
- 山地崩壊箇所等の復旧に早急に取り組んでほしい・・・・・・・・・・30
- 山地崩壊箇所等の復旧に早急に取り組みたい・・・・・・・・・・31
- 山地崩壊箇所の復旧に早急に取り組みたい・・・・・・・・・・32
- 被災した治山施設の復旧に早急に取り組んでほしい・・・・・・・・33
- 被災した治山施設の復旧に早急に取り組みたい・・・・・・・・・・34
- 山地災害発生の危険性が高い荒廃林地等の治山対策に取り組んでほしい・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 森林作業道の復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 森林作業道の自力復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・37

## 4 水産業関連

- 被災した農林水産共同利用施設の復旧に取り組みたい(再掲)・13
- 水産経営を再開したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 被災した漁船、漁具等についてリース方式により導入したい・39
- 漁場機能の維持・回復に取り組みたい・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 海岸に漂着した流木等の回収・処分に取り組みたい・・・・・・41
- 海域の漂流物の回収・処分に取り組みたい・・・・・・・・・・42
- 被災した漁港施設等の復旧に取り組みたい・・・・・・・・・・44

## 5 その他

- 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい・・・・・・・・45
- ※事業に取り組む場合は、一覧に掲載のスケジュールを確認ください。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）

国交付金

1 事業内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた、農業用施設・機械等の再建・修繕等を支援

2 支援内容

- 1) 農産物の生産・加工に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等）の再建・修繕・補強や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用を補助
- 2) 農産物の生産・加工に必要な施設や農業用ハウス等に流入した土砂の撤去費用を補助

3 支援対象者

令和2年7月豪雨による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体

4 事業実施主体

市町村

5 負担割合

- 1) 農業用ハウス※1、農業用機械、畜舎等の再建・修繕・補強※2・再取得  
 国 1/2以内、県 2/10以内（市町村と同率を補助）、  
 市町村 2/10以内
- 2) 農業用ハウス※1、畜舎等及び流入した土砂の撤去等  
 国 3/10以内、県 2.5/10以内（市町村と同率を補助）、  
 市町村 2.5/10以内

※1 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と合わせて1/2相当、未加入者は最大3/10

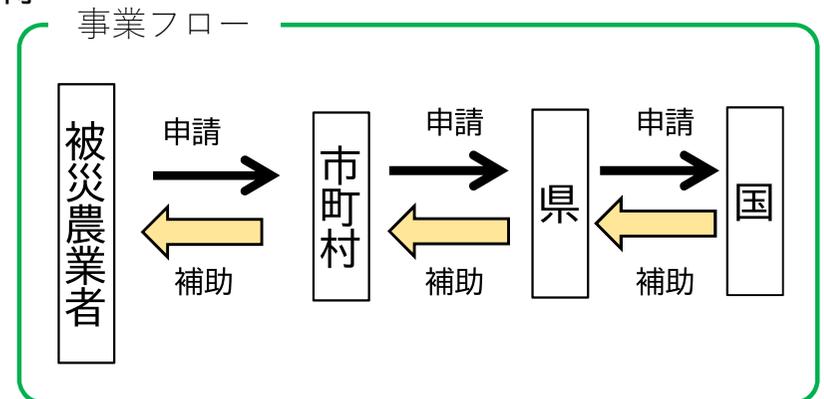
※2 補強の国費は3/10以内

6 留意事項

- 修繕等の事前着工については、各支援対象者ごとに、次の資料を保存
- ・施設等の被害の状況が分かる書きものや写真等
  - ・事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課  
 ☎096-333-2382



## 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）

国交付金

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨の被害を受けた産地に対し、共同利用施設の再整備や撤去等を支援

### 2 支援内容

#### 1) 再整備

- ①被災した共同利用施設（集出荷貯蔵施設、乾燥調製貯蔵施設、農畜産物処理加工施設等）の再取得・修繕等
- ②被災したパイプハウス等の農業生産施設について、被災を機に新たに産地で共同利用する低コスト耐候性ハウス等として再整備

#### 2) 撤去等

- ①及び②の取組みに伴う、被災した施設の撤去等

### 3 事業実施主体

農業協同組合、農事組合法人、その他農業者の組織する団体等（受益農業従事者5名以上）

※受益農業従事者は、原則として被災共同利用施設又は共同利用施設以外の被災生産施設（パイプハウス等）を所有又は利用していた者に限る。

### 4 負担割合

国 1/2以内、県 1/10以内

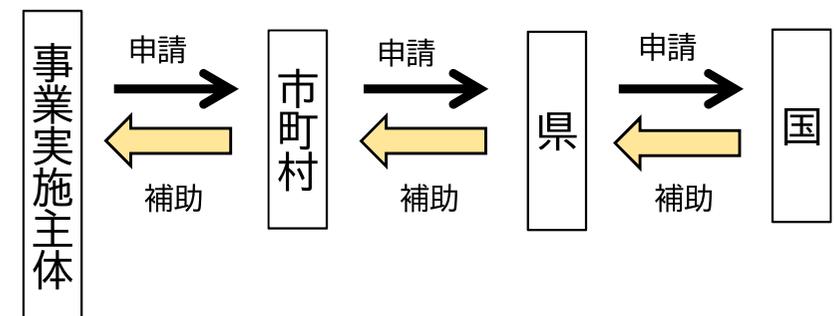
### 5 留意事項

施設の被害に関する書きものや被害の状況がわかる写真等を保存

### 6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課  
☎096-333-2387

### 事業フロー



## 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策のうち①営農再開支援）

国直採事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた地域において、被災した農業者等が営農再開のために共同で行う取組みを支援

### 2 支援内容

#### 1) 資材の調達等支援

- ・ R2年度中の営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等）の調達や作業委託、機械のレンタルの取組み
- ・ 被災を機に作物転換や規模拡大等を図るうえで自力施工に必要な生産資材等を調達する取組み（パイプハウスのパイプ等の撤去費を含む）

#### 2) 栽培環境整備

- ・ 被災を伴い必要となる作物残さや飛散したガラス等の撤去、追加的な施肥・防除等の取組及び防除方法の転換

#### 3) 土づくり

- ・ 災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力の向上を図るために必要な追加的な堆肥の投入等の取組み

#### 4) リース方式による農業機械等の導入

- ・ 被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械や施設園芸用機器等をリース方式で導入する取組み

#### 5) 収穫・調整作業

- ・ 被災により追加的に必要となった収穫・調整作業を行う取組み

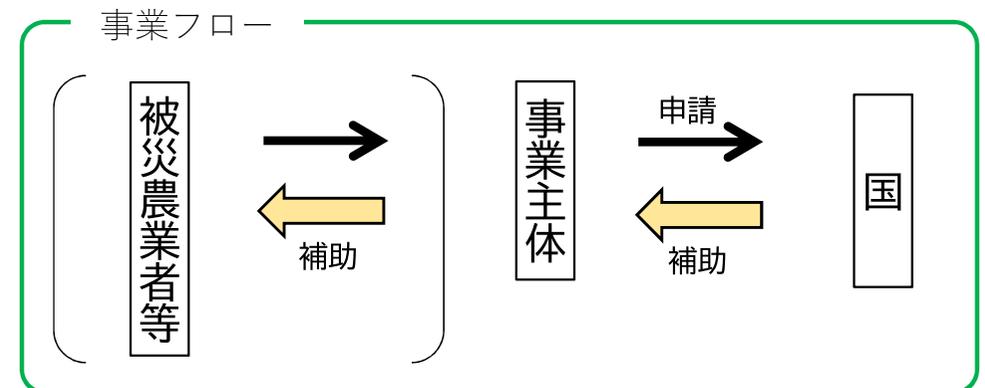
3 事業実施主体 県、市町村、農業者の組織する団体、公社、地域農業再生協議会等  
(受益農家が3戸以上)

4 負担割合 国 定額、1/2以内

5 留意事項 被災写真、事業費積算根拠、請求書等を保存

### 6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課  
☎096-333-2389

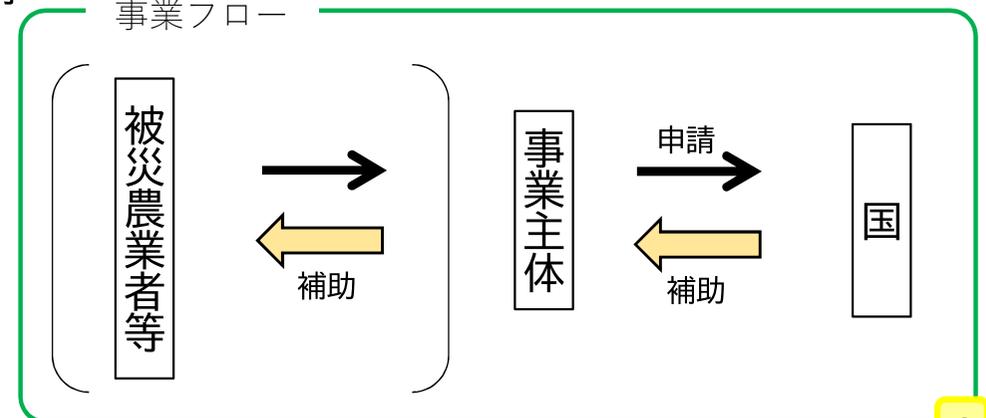


## 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策のうち②集出荷施設等における集荷円滑化等支援）

国直採事業

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた地域において、被災した集出荷施設の仮復旧等への取組みを支援
- 2 支援内容
  - 1) 施設の仮復旧等  
被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕により一時的に機能を回復させる取組み
  - 2) 周辺集出荷施設等の活用  
被災した集出荷施設等に集荷した農産物を周辺の集出荷施設等に輸送し、選果・加工する取組み
  - 3) 集出荷機能等の強化  
被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させる取組み
- 3 事業実施主体 県、市町村、農業者の組織する団体、公社等  
(受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体)
- 4 負担割合 国 定額、1/2以内
- 5 留意事項 被災写真、事業費の積算根拠、請求書等を保存
- 6 問合せ先  
熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課  
☎096-333-2387

事業フロー



持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策のうち③水田農業継続特別支援）

国直採事業

1 事業内容

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた地域において、河川堤防の決壊等による大規模浸水に対する水田農業継続のための取組みを支援する。

2 支援内容

1) 土壌診断

浸水被害を受けた水田の土壌環境を再生するために必要な土壌診断の取組み

2) 土づくり

浸水被害を受けた水田の生産力回復を図るために追加的に必要な堆肥・緑肥等や土壌改良資材の投入等の取組み

3) 作業委託

水田の均平化や畦畔の補修等に必要な作業委託及び農業機械のレンタルの取組み

4) 生産資材調達

令和2年度中の営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等）を調達する取組み

3 事業実施主体

県、市町村、農業者の組織する団体、公社、地域農業再生協議会等  
（受益農家が3戸以上）

4 負担割合

国 定額、1/2以内

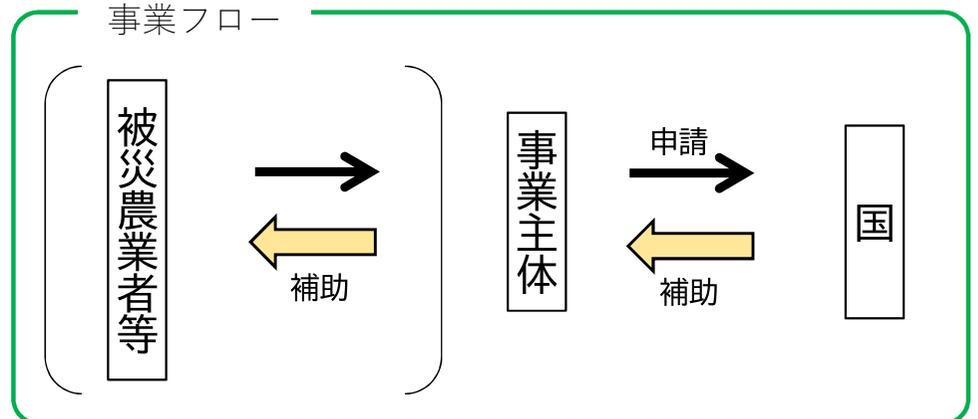
5 留意事項

・被災写真、作業日誌、請求書等を保存

6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課  
☎096-333-2389

事業フロー



## 令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）のうち農地等被災農業者生活支援事業

県事業

### 1 支援内容

被災農地等の復旧工事の行程等により当該年度の作付けができない被災農業者が、一時的な借地や機械借り上げ等により営農を維持する場合に、必要な掛かり増し経費を助成

### 2 支援対象者

令和2年7月豪雨で農地が被災し、次期作の作付け準備開始までに復旧工事等が終了しないため、借地による代替農地で営農を維持する農業者

### 3 事業実施主体

市町村

### 5 負担割合

県 定額（補助上限額：22,000円/10a）

### 6 留意点

・支援対象経費は、令和2年7月豪雨発生後1年以内に作付けをするもので、令和2年産または令和3年産のもの（ただし、借地期間は原則1年以内とする）

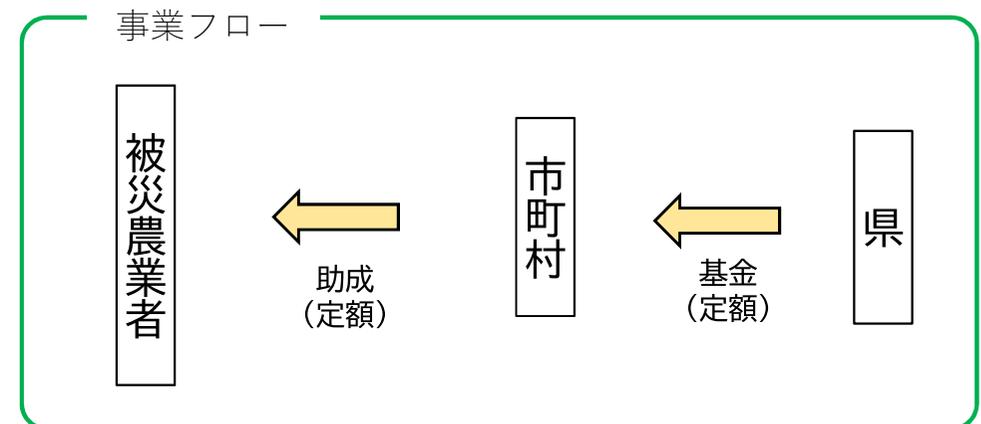
### 7 問合せ先

各市町村の農政担当課

もしくは

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課

☎096-333-2390



## 持続的生産強化対策事業（果樹産地再生支援対策）

国直採事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により樹園地の崩落、土砂流入、浸水被害等が発生した果樹園地樹体の洗浄と樹勢の回復、病害の発生・まん延防止の取組みを支援

大規模な改植を行う園地では、改植への支援に加え、早期成園化や代替農地での営農等の取組みを支援

### 2 支援内容

#### 1) 被災園地における樹体洗浄、樹勢回復等に向けた取組み

- ・泥が付着・堆積した樹体の洗浄、樹体に絡まったゴミの除去、樹勢回復のための摘果・せん定・根切等の取組み
- ・り病した枝の除去や被災園地周辺の園地も含めた地域ぐるみでの薬剤散布等の取組み

#### 2) 立ち入りが困難な園地における収穫物の運搬支援

- ・緊急的に行う令和2年産の収穫物の運搬に必要な作業員の雇用、運搬補助機材のレンタル等の取組み

#### 3) 改植を行う園地の取組支援

- ・改植、幼木の管理を支援する取組み
- ・大規模改植等に伴う早期成園化等に必要の大苗の育成、代替農地での営農、省力技術研修等支援の取組み

### 3 支援対象者

果樹産地構造改革計画に位置付けられている担い手や計画に参画している農業者

### 4 事業実施主体

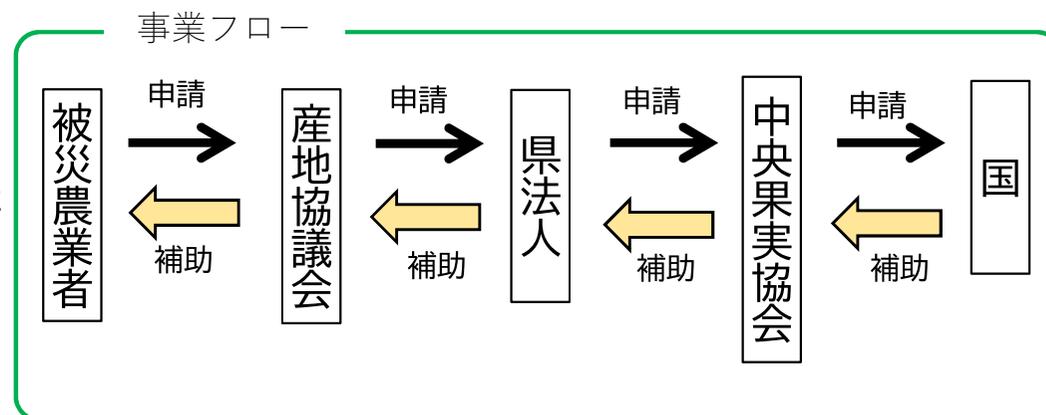
果樹振興特措法に基づく都道府県法人

### 5 負担割合 国 定額、1/2以内

### 6 留意事項 被災写真、作業日誌等の証拠書類を保存

### 7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課  
☎096-333-2393



## 持続的生産強化対策事業（茶産地再生支援対策）

国直採事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた地域において、営農再開及び継続を図るために行う取組みを支援

### 2 支援内容

#### 1) 検討会の開催

茶の改植等の取組みを進めるために必要な学識経験者、生産者、市町村、県農業普及・振興課、農業関係者、実需者等による検討会を開催する取組み

#### 2) 茶の改植等

茶の改植等であって、茶園の若返り、競争力のある品種や栽培法への転換を図る取組み

※改植等・・・改植（移動改植を含む）、新植、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り、茶園整理、棚施設を利用した栽培方法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入及び有機栽培への転換等

### 3 事業実施主体

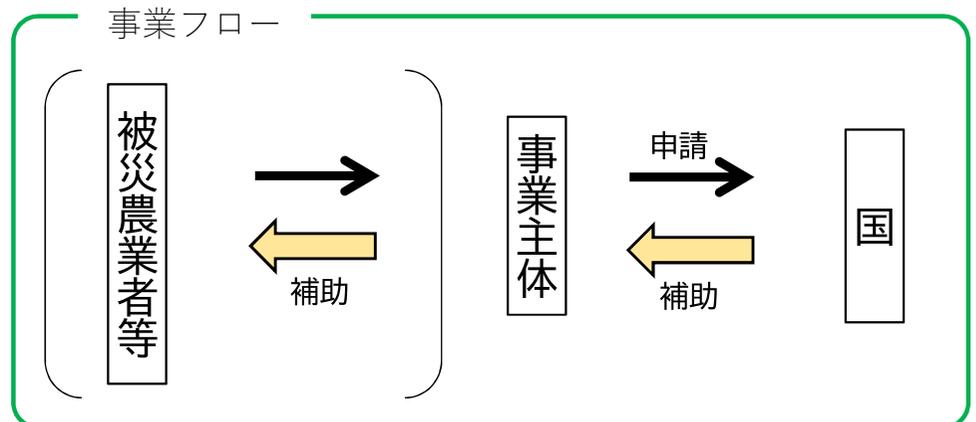
都道府県、市町村、農業者の組織する団体、協議会等

### 4 負担割合 国 定額（改植等）

### 5 留意事項 支援内容ごとに定められた事前確認資料（栽培日誌の写し等）

### 6 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課  
☎096-333-2390



## 畜産経営復旧緊急支援事業

県事業

### 1 事業内容

九州豪雨により畜舎等に甚大な被害を受けた畜産農家が行う経営再建に向けた取組みを緊急的に支援することにより、被災農家の将来にわたる経営の安定を図り、本県畜産業の持続的な発展に資する。

### 2 支援内容

#### 1) 被災家畜等適正処理緊急支援

死廃した家畜等の搬出、輸送、化製処理等の実施に対する支援を行う（国事業対象を除く）。

#### 2) 畜舎等消毒緊急支援

浸水や土砂等の流入により、被害を受けた畜舎や堆肥舎等の利用再開のため、緊急的な畜舎の消毒作業を行う。

#### 3) 家畜再導入緊急支援

被災農家経営再開のための家畜の再導入支援を行う（国事業対象を除く）。

### 3 支援対象者

畜産農家等

### 4 事業実施主体

農業団体等

### 5 負担割合

1) 県 1/2以内、2) 県 定額、3) 県 定額

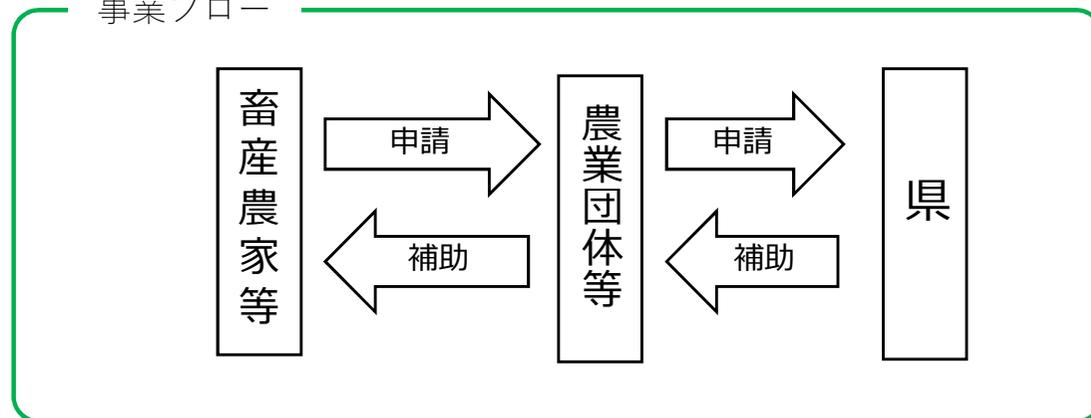
### 6 留意事項

死廃家畜の処理料金等が分かる書類が必要

### 7 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 畜産課  
☎096-381-2398

事業フロー



## 畜産経営災害総合対策緊急支援事業及び酪農経営支援総合対策事業

ALIC事業

### 1 事業内容

被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組みを支援することをもって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資する。

### 2 支援内容

- 1) 畜舎の損壊等に伴う簡易畜舎等の整備及び既存畜舎を増築する場合の資材支給
- 2) 畜舎の損壊等による緊急的な避難に伴う家畜及び飼料等の輸送、管理委託
- 3) 畜舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した家畜に代わる家畜の購入
- 4) 畜舎の損壊等に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（がれき等の撤去を含む）
- 5) 乳房炎防止対策や非常電源の確保、酪農ヘルパーの利用
- 6) 代替粗飼料の確保対策。

### 3 支援対象者 畜産農家等

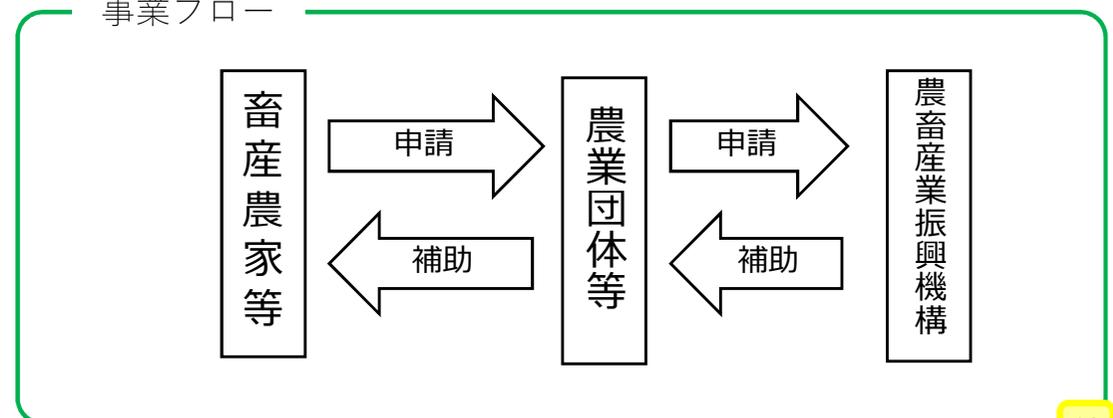
### 4 事業実施主体 農業団体等

### 5 負担割合 定額、1/2

### 6 留意事項 事業実施主体となるためには農畜産業振興機構 への申請等が必要

### 7 問合せ先 熊本県農林水産部生産経営局 畜産課 ☎096-381-2398

事業フロー



**畜産関連経営安定対策事業**  
**(肉用子牛生産者補給金制度、牛豚マルキン、鶏卵生産者経営安定対策事業)**

ALIC事業

1 事業内容

被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付猶予、肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限延長、鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施

2 支援内容

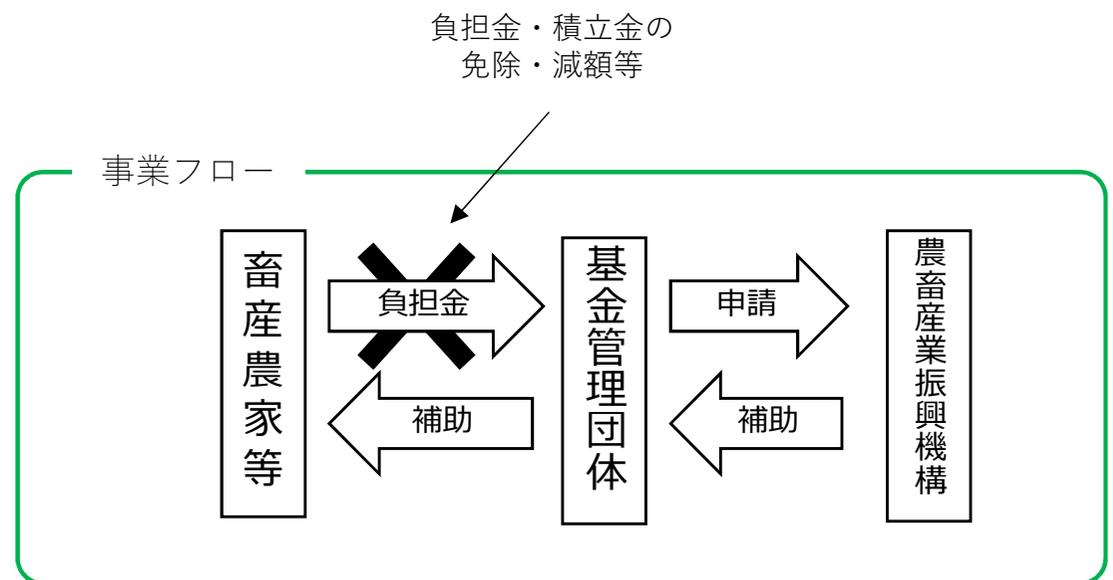
- 1) 肉用子牛生産者補給金制度  
生産者負担金の納付期限を延長するほか、飼養開始月齢要件を緩和
- 2) 牛豚マルキン  
生産者積立金の納付免除等
- 3) 鶏卵生産者経営安定対策事業  
生産者積立金の減額等

3 支援対象者

畜産農家

4 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局 畜産課  
 ☎096-381-2398



## 令和2年7月豪雨被害対策資金

県事業（国も同様の制度あり）

### 1 事業内容

運転資金や施設復旧資金について、以下の制度により支援

- ・運転資金…緊急支援資金（新たに創設）、農林漁業セーフティネット資金
- ・施設等復旧資金…農林漁業施設資金、農業経営基盤強化資金、農業近代化資金、漁業近代化資金

### 2 支援内容

- 1) 貸付当初5年間無利子化
- 2) 保証料を全額補助

### 3 支援対象者

以下の1) 又は2) の要件を満たす者

- 1) 運転資金：本災害により前期に比し農林漁業収入が10パーセント以上減少することが見込まれること。
- 2) 施設等復旧資金：本災害により当該施設等が農林漁業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び災害復旧として実施する事業である旨の市町村長の証明を受けていること。

### 4 問合せ先

熊本県農林水産部 団体支援課  
☎096-333-2371

## 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

国庫補助事業

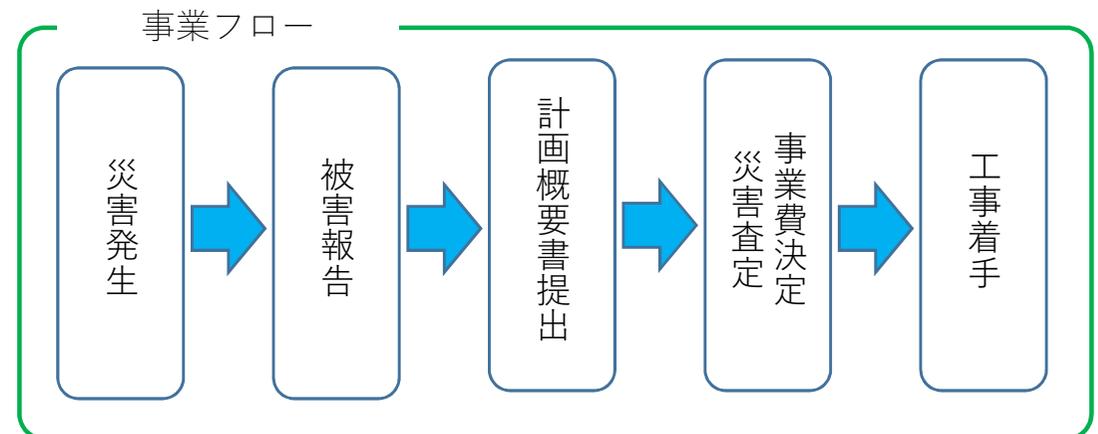
- 1 事業内容  
異常な自然災害により被災した農林水産共同利用施設の復旧を支援
- 2 支援内容  
共同利用施設（ライスセンター、農業倉庫、集出荷場、農機センター、加工施設、種苗生産施設、製氷施設等）の復旧工事費用の補助  
※耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る  
(ただし、農業倉庫は耐用年数の1.4倍を超えるものであっても満50年を経過していないものは対象)
- 3 事業実施主体  
農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体など
- 4 負担割合 (一般災害) 国 2割、(激甚災害) 国 5割、(告示地域) 国 9割

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※告示地域とは、激甚災害指定地域のうち、特別の財政支援を行う市町村として農林水産大臣が告示した地域。

- 5 事業の流れ
  - ・発災後7日以内に国へ被害報告。
  - ・発災後、2カ月を目途に計画概要書を国に提出。
  - ・国の災害査定により事業費が決定。
  - ・早急に工事が必要な場合は査定前着工が認められる。

- 6 問合せ先  
 熊本県農林水産部  
 生産経営局 農産園芸課 096-333-2387  
 森林局 林業振興課 096-333-2448  
 水産局 水産振興課 096-333-2457

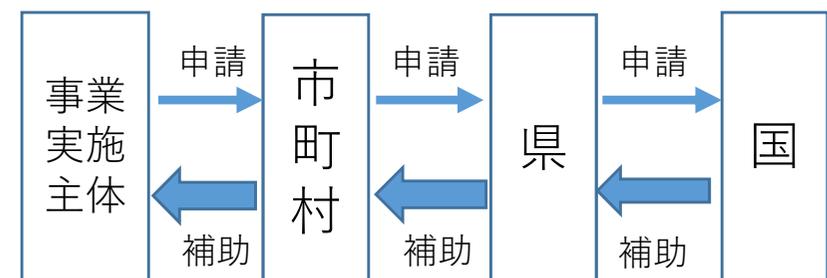


## 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策） ※卸売市場向け

国交付金

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨により被害を受けた卸売市場施設の整備等を支援
- 2 支援内容  
卸売市場の施設が被災した場合の整備、解体、撤去及び廃棄に係る費用並びに当該施設用地の再造成費について支援
- 3 支援対象者  
卸売市場施設が被災した者
- 4 事業実施主体
  - 1) 令和2年7月豪雨により被災した卸売市場の開設者である地方公共団体又は法人
  - 2) 令和2年7月豪雨により被災した卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
  - 3) 令和2年7月豪雨により被災した卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者
- 5 負担割合  
国 1 / 3 以内  
※地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた卸売市場をいう。）における卸売市場施設及び仲卸売市場施設に係る整備の場合にあっては、国 1 / 2 以内
- 6 問合せ先  
熊本県農林水産部 流通アグリビジネス課  
☎096-333-2470

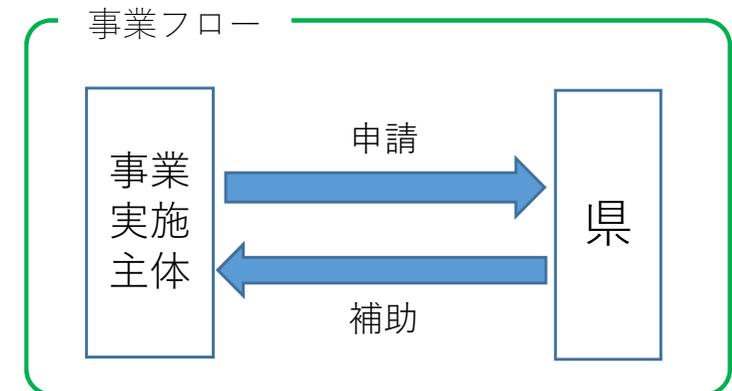
事業フロー



## 被災直売所農産物販路確保緊急支援事業

県事業

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨により被害を受けた直売所等の販売促進を支援
- 2 支援内容  
令和2年7月豪雨災害により被災した直売所等の売上げ減少の影響を最小限化し、出品していた生産者等の所得を回復させるため、仮設店舗・移動販売等やECサイトを活用し販売促進するために必要な経費を支援
- 3 支援対象者  
被災直売所等
- 4 事業実施主体の要件  
次に掲げる全ての要件を満たしている事業者とする
  - 1) 県産農林水産物等を販売する直売所等
  - 2) 熊本県地産地消協力店に指定されている
  - 3) 災害救助法の適用を受けている県内の市町村（26市町村）に事業所または事務所を置いている
- 5 負担割合  
県 1/2以内
- 6 問合せ先  
熊本県農林水産部 流通アグリビジネス課  
☎096-333-2377



## 農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた、農地や農業用施設について、早急な復旧工事を行い、営農の維持、並びに経営の安定を図る。

### 2 支援内容

市町村や土地改良区が、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づいて実施する、農地・農業用施設の災害復旧

### 3 支援対象者

被災した農地や農業用施設の受益者

#### 要件等

- ・ 1箇所工事の費用が40万円以上
- ・ 農業用施設は関係受益戸数2戸以上 等

### 4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区

### 5 負担割合

1) 基本補助率(補助残は市町村、地元農家等が負担) (事業主体が県の場合は、県が補助残の1/2を負担)

(農地) 国 50%

(農業用施設) 国 65%

2) 基本補助率の嵩上げ

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助に関する法律第3条第3項による、1)の補助率の嵩上げ

3) 激甚法による嵩上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、2)の補助率の嵩上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

【参考】激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率【全国平均】 (農地) 国：96.0%、(農業用施設) 国：98.4%

### 6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

もしくは

管轄の県広域本部(地域振興局)農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課 (☎096-333-2417)

## 多面的機能支払事業

国交付金

## 1 事業内容

令和2年7月豪雨で被害を受けた下記4の活動組織が管理する農用地等に対する応急措置を行う。

## 2 支援内容

下記4の活動組織が活動計画書に位置付けている「保全管理する区域内的の農用地、水路、農道、ため池」において、「被災により堆積した土砂・流木等の撤去等の応急措置」を共同活動の支援対象とできる。

## 3 支援対象者

多面的機能支払事業で農地維持活動に取り組んでいる下記4の活動組織  
※活動計画書に「異常気象時の対応」の記載が必要

## 4 事業実施主体

- 1) 農業者のみ又は農業者及びその他の者で構成される活動組織
- 2) 上記の活動組織で構成される広域活動組織

## 5 負担割合

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

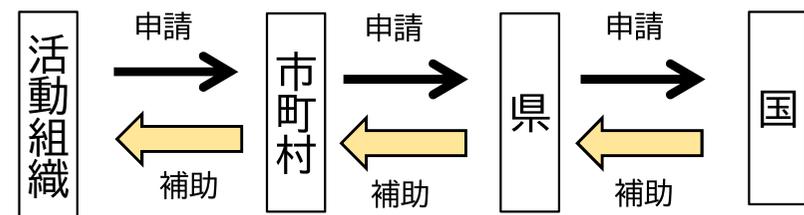
## 6 留意事項

多面的機能支払事業に取り組んでいることが前提

## 7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局 むらづくり課  
☎096-333-2415

事業フロー



## 令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）のうち農地の自力復旧支援事業

県事業

- 1 事業内容  
被災した農地について、営農再開に繋げるため、農家自らが復旧するための経費を一部を支援
- 2 支援内容  
被災した農地のうち国庫補助事業の対象とならない小規模災害（復旧事業費が40万円未満）について、農家自ら行う復旧作業や、復旧作業に伴う農地の表土整地及び耕転等に要する経費を支援

3 支援対象者 農業者等

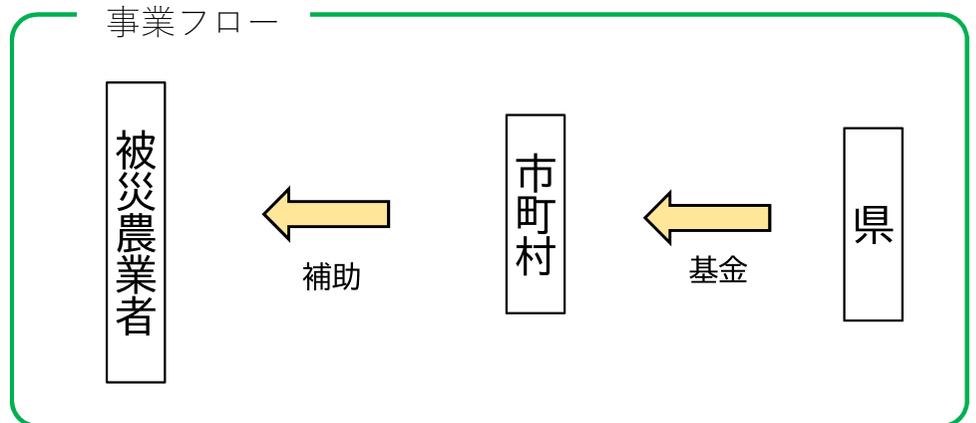
4 支援対象期間 原則1年

5 事業実施主体 農業者等

6 負担割合  
補助率 1 / 2以内（交付上限額：200千円/箇所）

7 留意点  
・小災害債の対象となる場合には、被災市町村が実施できない特別な事情があるものに限る

8 問合せ先  
各市町村の農地・農業用施設担当課  
もしくは  
熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課  
☎096-333-2417



## 令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）のうち農業用水路・農道の自力復旧支援事業 県事業

- 1 事業内容  
被災した農業用水路・農道について、営農再開につなげるため、農家自らが復旧するための経費の一部を支援
- 2 支援内容  
被災した農業用水路・農道のうち国庫補助事業の対象とならない小規模災害（復旧事業費が40万円未満）における復旧に要する経費を支援

- 3 支援対象者  
農業者等（多面的機能支払交付金等の実施箇所を除き、かつ、受益者2戸以上）

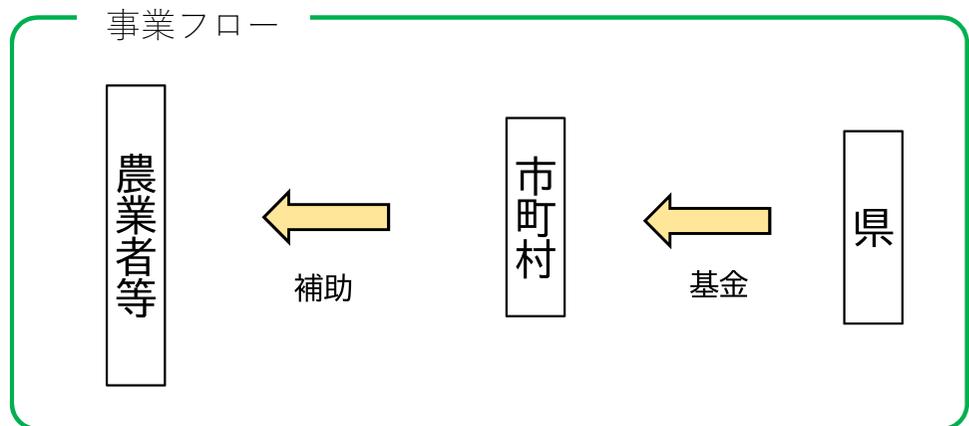
4 支援対象期間 原則1年

5 事業実施主体 農業者等

6 負担割合  
補助率 2/3以内（交付上限額：266千円/箇所）

- 7 留意点  
・小災害債の対象となる場合には、被災市町村が実施できない特別な事情があるものに限る

- 8 問合せ先  
各市町村の農地・農業用施設担当課  
もしくは  
熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課  
☎096-333-2417



## 農地災害関連区画整備事業

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた農地の復旧に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全を図る。

### 2 支援内容

一連の農地が被災し、その被害の程度が甚大であって、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に、再度災害を防止するため、被災した農地及び農業用施設の復旧と併せて、隣接する農地等を含めて、一定の計画に基づき総合的かつ一体的に区画整理を行う。

### 3 支援対象者

被災した農地及び農業用施設の受益者

### 4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

### 5 負担割合

1) 国庫補助率 50% (補助残は県、市町村、地元農家等が負担)

2) (農業用施設のみ) 激甚法による嵩上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、1) の補助率の嵩上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

### 6 留意点

- ・原則、3ヶ年以内に完了し、併せて施行する災害復旧事業の被災面積及び工事費を超えないものと規定されている
- ・通常事業(農業競争力強化農地整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農地耕作条件改善事業、等)の活用も検討する必要がある

### 7 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

もしくは

管轄の県広域本部(地域振興局)農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課 (☎096-333-2417)

#### 要件等

- ・再度災害防止のために行うものであること
- ・受益戸数2戸以上
- ・工事費400万円以上
- ・他の改良計画がないもの
- ・事業効果が大きいこと(全体事業費のうち農地整備の費用<復旧限度額)
- ・国庫補助残の1/2以上を地方公共団体が負担 等

## 農業用施設災害関連事業

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた農業用施設の復旧と併せて、被災部分と関連する隣接残存施設等を改築または補強する工事を行い、再度災害の防止を図る。

### 2 実施内容

被災箇所の復旧と併せて行う、再度災害の防止に必要な最小限度の工事

(例) 【ため池】上流部土留、堤体嵩上げ・補強、等 【頭首工】構造・工法・位置の変更、取水口改修、統合、等  
 【用水路】構造・工法・位置の変更、等 【排水路】かさ上げ、通水断面拡大、脆弱箇所の補強、等  
 【農道】法面補強、脆弱箇所の補強、横断暗渠改良、等

### 3 支援対象者

被災した農業用施設の受益者

### 4 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

### 5 負担割合

#### 1) 国庫補助率

50% (補助残は県、市町村、地元農家等が負担)

#### 2) 激甚法による嵩上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、1)の補助率の嵩上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

#### 要件等

- ・再度災害防止のために行うものであること
- ・受益戸数2戸以上
- ・工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内
- ・他の改良計画がないもの
- ・事業効果が大きいこと

### 6 留意点 通常事業 (水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、等) の活用も検討する必要がある。

### 7 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

もしくは

管轄の県広域本部 (地域振興局) 農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課 (☎096-333-2417)

## 農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業

国庫補助事業

### 1 事業内容

今回の令和2年7月豪雨の発生など、災害リスクの上昇を踏まえ、農業経営の安定や、農村地域の住民の暮らしの安全の確保を図るため、必要となる農地や農業用施設等の防災・減災対策を行う。

### 2 支援内容

#### 1) 農村地域防災減災事業

- ・調査計画事業（施設機能診断、ため池情報整備、等）
- ・整備事業（防災ダム、ため池、用排水施設等整備、農地保全、河川工作物応急対策、地すべり対策等）
- ・体制整備事業（ため池緊急防災環境整備、ため池群管理体制整備、等）

#### 2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業

- ・防災減災対策（ため池、用排水施設等整備、土砂崩壊防止、河川工作物応急対策、等）
- ・ため池の保全・避難対策（ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、等）

### 3 支援対象者

農地や農業用施設等の受益者

要件等

- ・事業により、施設規模や受益面積、事業費等の要件あり

### 4 事業実施主体 県、市町村、土地改良区、等

### 5 負担割合 国 50%（一部55%、定額あり）（補助残は県、市町村、地元農家等が負担） （県及び市町村等の負担割合は、事業主体や事業内容により異なる）

### 6 留意事項

大半の事業は土地改良法手続きが必要（事業計画書の作成や同意徴集などに時間を要する）

### 7 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

もしくは

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

## 地すべり防止施設災害復旧事業

国庫補助事業

## 1 事業内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた、地すべり等防止法に基づく地すべり防止施設について、早急な復旧工事を行い、農地等の保全や農村生活の安定を図る。

## 2 支援内容

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づいて実施する地すべり防止施設の災害復旧

## 3 支援対象者

地すべり防止区域内にある農地・農業用施設の受益者、地すべり防止区域内の住民

## 4 事業実施主体

県

要件等

・ 1か所の工事費が120万円以上のもの

## 5 負担割合

## 1) 国庫補助率（補助残は県負担）

2/3（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の1/2までの部分）

3/4（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の1/2を超え2倍までの部分）

4/4（県の公共土木施設の災害復旧事業費の総額のうち、県の標準税収入の2倍を超える部分）

## 2) 激甚法による嵩上げ

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく、1)の補助率の嵩上げ

※ただし、被災状況等により補助率は異なる

## 6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課

もしくは

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課

熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

## 災害関連緊急地すべり対策事業

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により、地すべり防止区域において地すべりが発生し、農地等の保全や農村生活の安定を図るために、緊急に対策が必要な箇所において、地すべり防止工事を行う

### 2 支援内容

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱等に基づく緊急な地すべり防止工事の実施

### 3 支援対象者

地すべり防止区域内にある農地・農業用施設の受益者、地すべり防止区域内の住民

### 4 事業実施主体 県

### 5 負担割合

補助率（補助残は県負担）  
国 50%

### 6 問合せ先

各市町村の農地・農業用施設担当課  
もしくは  
管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課  
熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

#### 要件等

- ・ 1か所の工事費が600万円以上のもの  
及び
- ・ 災害復旧工事に先行して施工が必要なもの、  
または公共の利害に関連があるもの

（人家10戸以上、農地10ha以上、受益100ha以上の農業用施設への被害、等）

## 災害関連農村生活環境施設復旧事業

国庫補助事業

## 1 事業内容

令和2年7月豪雨により被害を受けた、農村生活環境施設（農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、等）について、早急な復旧工事を行い、農村生活の維持を図る。

## 2 支援内容

農地・農業用施設災害復旧事業を実施する市町村内で、同一災害により被災した農村生活環境施設の災害復旧を支援

## 3 支援対象者

被災した農村生活環境施設の利用者

## 4 事業実施主体 市町村、土地改良区等

## 5 負担割合

## 1) 国庫補助率

基本補助率 国50%

## 2) 激甚法による嵩上げ 国80%

## 【農業集落排水施設の場合】

当該激甚災害に係る集落排水施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた当該年度の標準税収入の10%以上である場合

## 【営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、情報基盤施設の場合】

当該激甚災害に係る営農飲雑用水施設等に該当する施設の災害復旧事業費の合計が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた当該年度の標準税収入の10%以上である場合

## 要件等

- ・受益戸数2戸以上。
- ・工事費200万円以上
- ・維持工事ではないもの
- ・設計・施工不良や維持管理不良に起因する災害でないもの 等

## 6 留意点

応急工事費も補助対象となる（規模や内容等の要件あり）

## 7 問合せ先

各市町村の農村生活環境施設担当課

もしくは

管轄の県広域本部（地域振興局）農地整備課 熊本県農林水産部農村振興局 農地整備課（☎096-333-2417）

## 鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

国交付金

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨で破損・流失した、過去に整備した被害防止のための侵入防護柵やジビエ処理加工施設の復旧・再整備を支援

### 2 支援内容

- 1) 野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵等）の復旧・再整備
- 2) 被害防止目的で捕獲されたイノシシ等の野生動物をジビエとして処理、加工するための施設の復旧・再整備

### 3 支援対象者

地域協議会（市町村、農業者団体、その他構成員等）

### 4 事業実施主体

地域協議会又は市町村

### 5 負担割合

国 定額※、1/2等

※自力施工の場合、資材費のみ定額支援

### 6 留意事項

市町村が定める被害防止計画に位置付けられている対策に係る施設であること

### 7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局 むらづくり課  
☎096-333-2378

### 事業フロー

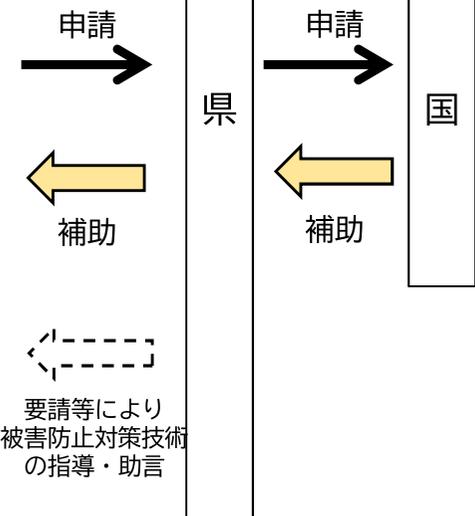
地域協議会

【事業メニュー】

- (1) 鳥獣被害防止施設（電気柵、ネット柵、WM柵、金網柵等）
- (2) 処理加工施設（ジビエ加工、焼却、減容化等）
- (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場の整備等）

【補助率】

国：1/2（6法（山村・過疎・離島・半島・特定農山村・棚田）指定地域は55/100）、(1)は自力施工の場合、資材費のみ定額（上限単価あり）



## 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（被災木材加工流通施設等復旧対策）

国交付金

### 1 事業内容

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金により、被災した木材加工流通施設や林業機械、特用林産振興施設等の撤去・復旧・再整備を支援

### 2 支援内容

1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設、高性能林業機械等の再整備（被災施設等の解体・撤去を含む。）

2) 被災した木造公共建築物等（農林水産省の補助金等により整備した木造建築物等に限る。）の再整備

### 3 事業実施主体

森林組合、林業者の組織する団体 など

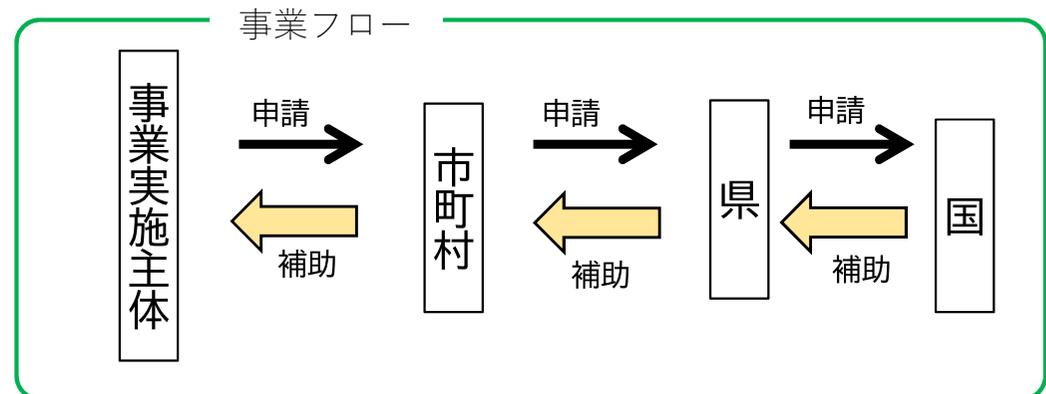
4 負担割合 国 1/2以内、県 1/10以内

### 5 留意事項

施設の被害に関する書きものや被害の状況がわかる写真等を保存

### 6 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 林業振興課  
☎096-333-2446



## 現年林道災害復旧事業

国庫補助事業：林道施設災害復旧事業

- 1 事業内容  
梅雨前線豪雨等により発生した林道施設災害の早期復旧を図る
- 2 支援内容  
市町村が実施する林道災害復旧への支援
- 3 支援対象者  
市町村
- 4 事業実施主体  
市町村
- 5 負担割合  
(奥地<sup>(注1)</sup>) 国：65%、市町村等実施主体35% (基本補助率)  
(その他) 国：50%、市町村等実施主体50% (基本補助率)  
(注1) 奥地は、利用区域内の森林面積が500ヘクタール以上ある路線

※激甚指定による、かさ上げ措置あり。ただし、被災状況等により補助率は異なる

【参考】激甚指定された場合の過去5箇年の実績 国：50～98.2%

- 6 留意事項  
被害発生後、所定の期間に被害報告が必要

- 7 問合せ先  
熊本県農林水産部 森林局 林業振興課  
☎096-333-2445

### 要件等

- ・ 民有林林道台帳に登載された林道で、利用区域面積が30ヘクタール以上、延長500メートル以上などの要件がある。
- ・ 1箇所の工事費用が40万円以上のものが対象。

## 緊急治山事業

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨災害により発生した山地災害について、再度災害の防止及び下流域の保全を図るため、緊急に復旧整備を行う。

### 2 支援内容

#### 1) 山地崩壊箇所の復旧

県が実施する山地崩壊箇所の復旧工事

### 3 事業実施主体

県

### 4 負担割合 国 2/3、県 1/3

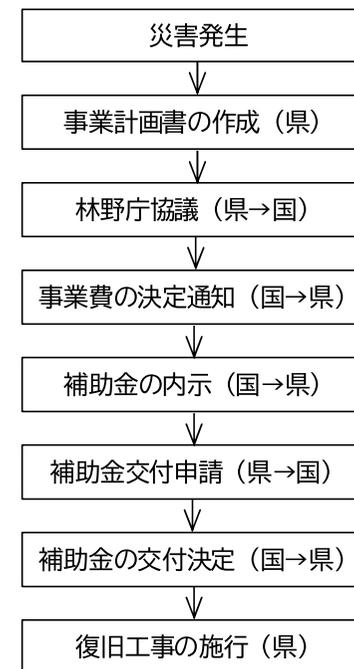
### 5 留意事項 保安林であること、又は保安林に指定されることが確実であること

### 6 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課

☎096-333-2452

#### <事業フロー>



#### 事業フロー、要件等

#### 1 事業フロー

右上図を参照

#### 2 事業要件

次に該当し、1箇所当たりの事業費が600万円以上

- 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの
- 公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置しがたいもの

## 単県治山事業（県営事業）

県事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨災害により発生した山地災害について、保安林等における山地災害のうち、国庫補助の対象とならない荒廃地の復旧や被災治山施設の災害復旧などを行う。

### 2 支援内容

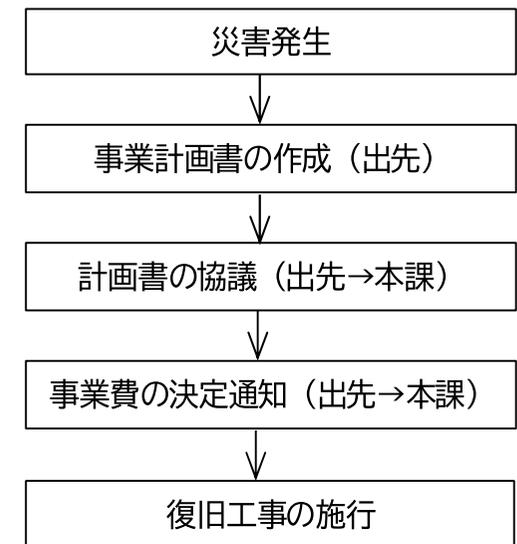
- 1) 保安林等における山地崩壊箇所の復旧  
県が実施する山地崩壊箇所の復旧工事
- 2) 被災した治山施設の災害復旧  
県が実施する被災施設の復旧工事

### 3 事業実施主体 県

### 4 負担割合 県 10/10

### 5 問合せ先 熊本県農林水産部森林局 森林保全課 ☎096-333-2452

#### <事業フロー>



#### 事業フロー、要件等

- 1 事業フロー  
右上図を参照
- 2 事業要件  
次の各号の一つに該当するもの
  - 保安林等の林地の復旧に係るもの
  - 国庫補助（負担法）の対象とならない災害復旧
  - 治山施設に隣接した崩壊地等の復旧に係るもの など

## 単県治山事業（市町村営事業）

県事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨災害により発生した山地災害について、保安林等の区域以外における山地災害のうち、国庫補助の対象とならない荒廃地等の復旧を市町村が事業主体となって行うもの。

### 2 支援内容

#### 1) 山地崩壊箇所等の復旧

市町村が実施する山地崩壊箇所の復旧工事に対する補助

### 3 支援対象者

市町村

### 4 事業実施主体

市町村

### 5 負担割合

県地域防災計画掲載箇所	2/3
市町村地域防災計画掲載箇所	1/2

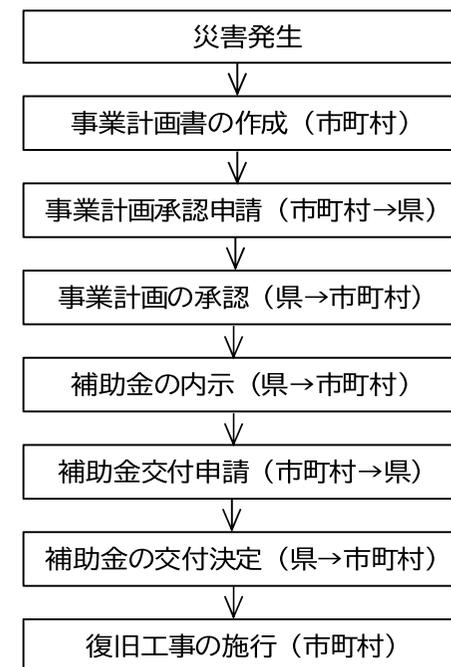
### 6 留意事項

事業箇所が県又は市町村の地域防災計画に記載されていること

### 7 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課  
☎096-333-2452

### <事業フロー>



### 事業フロー、要件等

- 1 事業フロー  
右上図を参照
- 2 事業要件  
工事費が100万円以上で次の各号の一つに該当するもの
  - 公共施設（道路、学校、病院、公民館等）を保全するもの
  - 家屋2棟以上を保全するもの
  - ため池、用排水施設、農地2ha以上を保全するもの など

## 林地崩壊防止事業

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨災害により発生した集落等に隣接した林地の崩壊について、再度災害の防止を図るため、市町村が事業主体となって行うもの。

### 2 支援内容

#### 1) 山地崩壊箇所の復旧

市町村が実施する山地崩壊箇所の復旧工事に対する補助

### 3 支援対象者

市町村

### 4 事業実施主体

市町村

### 5 負担割合 3/4 (国 1/2、県 1/4)

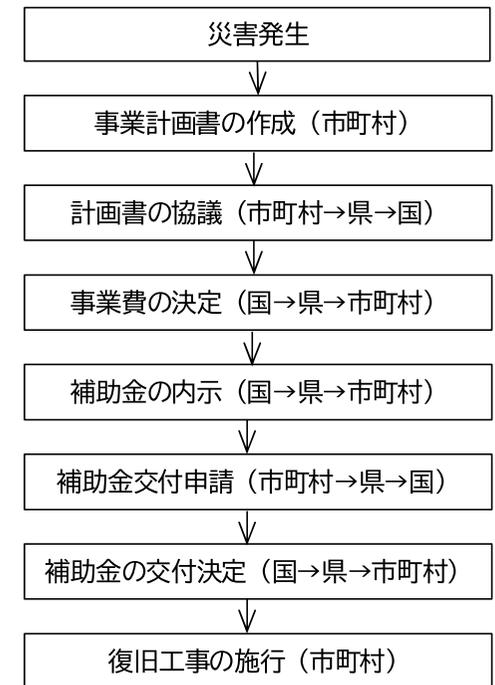
### 6 留意事項 当該災害が激甚法に基づく「激甚災害」として指定されること

### 7 問合せ先

熊本県農林水産部森林局 森林保全課

☎096-333-2452

#### <事業フロー>



#### 事業フロー、要件等

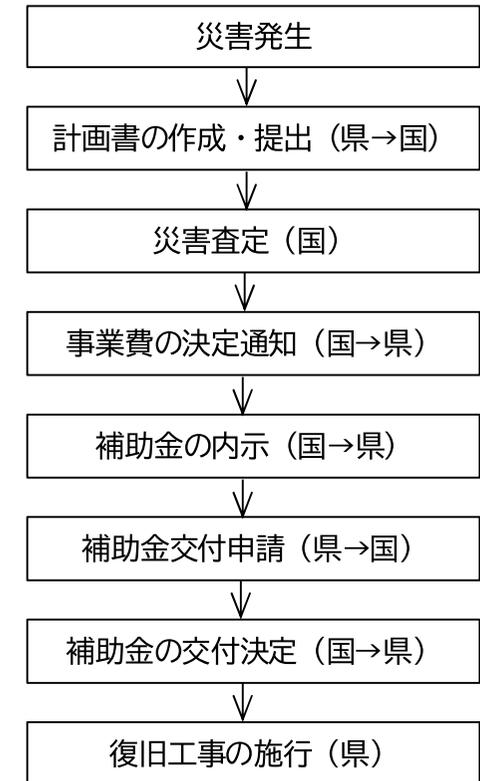
- 1 事業フロー  
右上図を参照
- 2 事業要件  
次のすべての条件を備えること
  - 人家2戸以上または公共施設に直接被害を与えるもの
  - 1箇所の事業費が200万円以上であること
  - 同一市町村で、その事業費の合計が300万円を超えるもの

## 現年治山災害復旧事業（県営事業）

国庫補助事業

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨災害により被災した治山施設の災害復旧を行う。
- 2 支援内容  
1) 被災施設の災害復旧  
被災した治山施設（県管理）の災害復旧工事
- 3 事業実施主体  
県
- 4 負担割合 国 0.667、県 0.333
- 5 問合せ先  
熊本県農林水産部森林局 森林保全課  
☎096-333-2452

### <事業フロー>



### 事業フロー、要件等

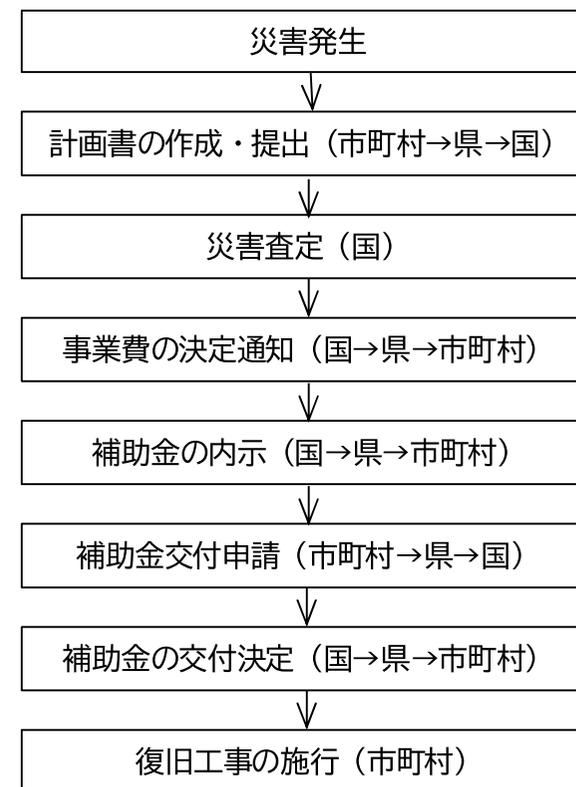
- 1 事業フロー  
右上図を参照
- 2 事業要件  
次のすべての条件を満たすもの
  - 降雨、洪水、防風等（80mm/日以上、最大風速15m以上など）異常な天然現象により生じた災害
  - 1箇所当たりの工事費が120万円以上

## 現年治山災害復旧事業（市町村営事業）

国庫補助事業

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨災害により被災した治山施設の災害復旧を行う。
- 2 支援内容  
1) 被災施設の災害復旧  
被災した治山施設（市町村管理）の災害復旧工事に対する補助
- 3 支援対象者  
市町村
- 4 事業実施主体  
市町村
- 5 負担割合 国 65/100
- 6 問合せ先  
熊本県農林水産部森林局 森林保全課  
☎096-333-2452

### <事業フロー>



### 事業フロー、要件等

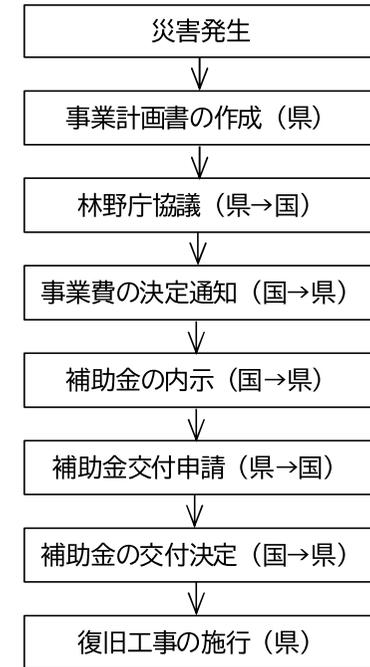
- 1 事業フロー  
右上図を参照
- 2 事業要件  
次のすべての条件を満たすもの
  - 降雨、洪水、防風等（80mm/日以上、最大風速15m以上など）異常な天然現象により生じた災害
  - 1箇所当たりの工事費が40万円以上

## 治山事業

国庫補助事業

- 1 事業内容  
山地災害発生の高危険性荒廃林地等における治山施設の設置による事前防災・減災対策を実施
- 2 支援内容  
治山施設の設置などの治山対策を実施
- 3 事業実施主体  
県
- 4 負担割合  
国 1/2等、県 1/2等
- 5 問合せ先  
熊本県農林水産部森林局 森林保全課  
☎096-333-2452

### <事業フロー>



### 事業フロー、要件等

- 1 事業フロー  
右上図を参照
- 2 事業要件  
代表的には、復旧治山、予防治山がありますが、治山事業のメニューは多岐にわたり、メニューごとに要件が異なることから、詳細は7の問合せ先へお尋ねください。

## 森林環境保全整備事業

国庫補助事業

- 1 事業内容  
森林作業道の復旧に対する補助
- 2 支援内容  
間伐等を実施するために必要となる森林作業道の復旧に要する経費に対して支援を行う。
- 3 支援対象者  
地方公共団体、森林組合等、森林整備法人、NPO法人、森林所有者、森林経営計画の認定を受けた者
- 4 事業実施主体  
上記3と同じ
- 5 負担割合 国 3/10、県 1/10
- 6 留意事項  
県が作成した森林作業道作設指針に適合する路線の復旧が対象
- 7 問合せ先  
熊本県農林水産部森林局 森林整備課  
☎096-333-2434



## 令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）のうち林業者の森林作業道の自立復旧支援事業 県事業

### 1 支援内容

森林作業道の被災から間伐等の森林整備が困難となっている被災地域において、林道等の復旧後に円滑に事業活動が再開できるよう、林業事業者が行う森林作業道の復旧する場合に、経費の一部を支援

### 2 支援対象者

令和2年7月豪雨で被災した森林作業道のうち森林環境保全整備事業の国庫補助事業の対象（1箇所当たりの事業費が20万円以上のもの）とならない箇所における復旧に要する経費を支援

### 3 事業実施主体

市町村

### 5 負担割合

県 1 / 2 以内（補助上限額：310,000円／路線）

### 6 留意点

・本事業は、森林環境保全整備事業（国補事業）実施箇所を除き、かつ、受益者2戸以上をその要件とする

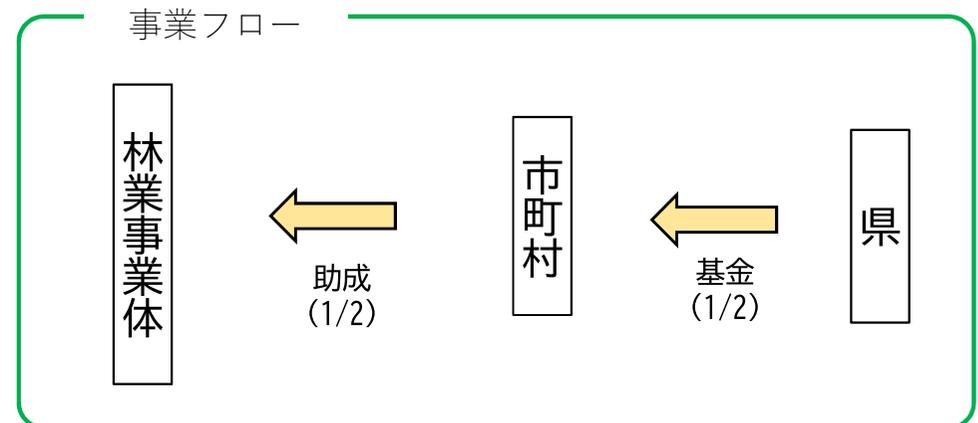
### 7 問合せ先

各市町村の農政担当課

もしくは

熊本県農林水産部森林局 森林整備課

☎096-333-2434



## 浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）

国事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨の影響により被災した共同利用施設の再建・修繕等や内水面資源状況の調査等を支援

### 2 支援内容

- 1) 荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等共同利用施設の再建・修繕、被災施設の撤去に係る経費
- 2) 内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する機器の修繕等に係る経費
- 3) 内水面資源状況等の調査及び資源回復のための増殖に要する経費

### 3 支援対象者

水産業協同組合、地方公共団体、水産業の振興を目的として設立された団体又は法人 等

### 4 事業実施主体

3で述べた対象者

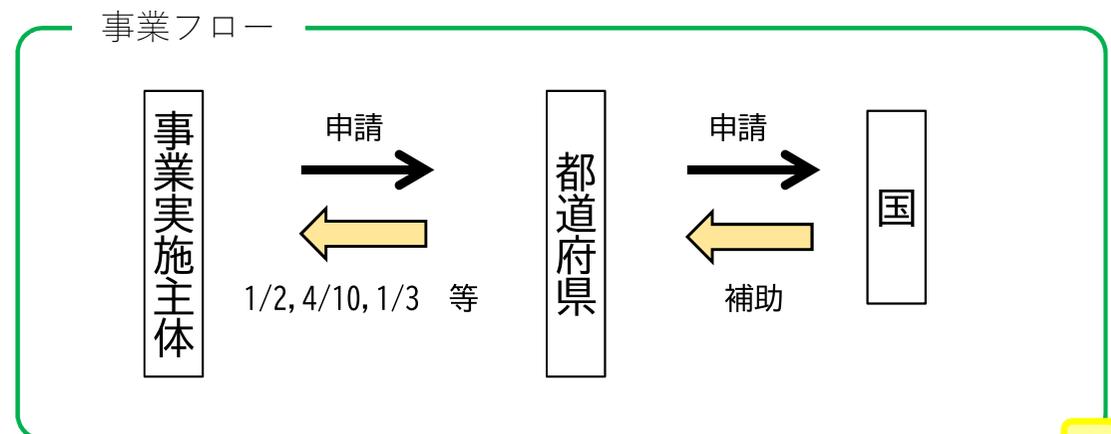
### 5 負担割合 国 1/2、4/10、1/3（対象となる施設によって異なる）

### 6 留意事項

2-1)、2-2)の支援は、浜の活力再生プランを交付決定までに策定している地域が対象

### 7 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 水産振興課  
☎096-333-2457



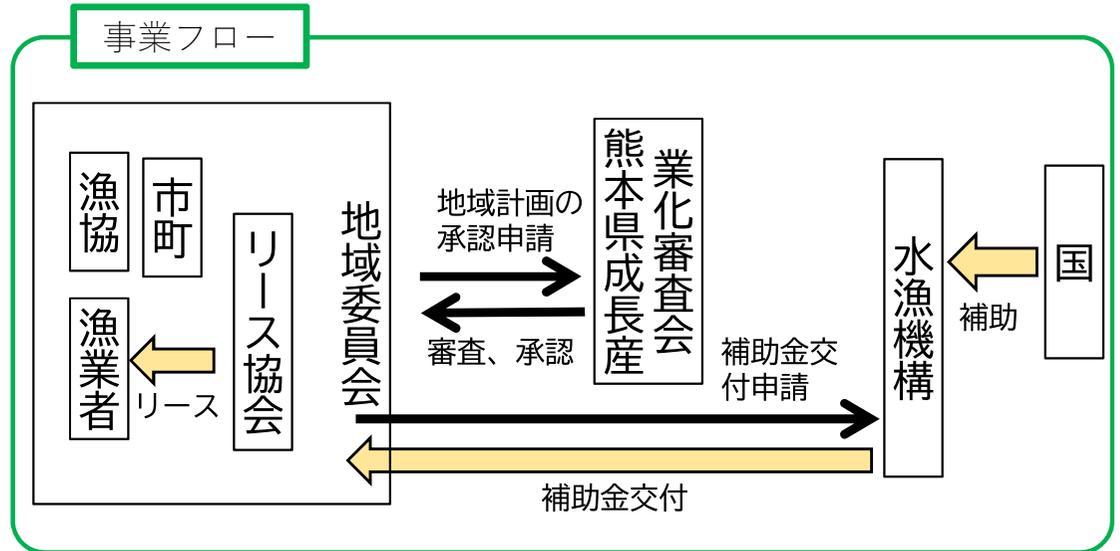
## 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

国庫補助事業

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨の影響により被害を受けた漁船や漁具等について、リース方式による導入を支援
- 2 支援内容
  - 1) 漁船（漁船の取得、改修費用、船体、機関、設備関係）  
被災した漁船の代船について、リースによる導入
  - 2) 漁具（漁網、漁具、これらの設置費等）  
被災した漁具について、リースによる導入
- 3 支援対象者  
被災を機に、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む漁業者
- 4 事業実施主体  
熊本県リース協会
- 5 負担割合 国 1/2（漁業者：補助残分のリース料の返還）

- 6 留意事項
  - ・ 地域委員会の設立、
  - ・ 地域計画の策定、
  - ・ 資源管理計画の策定（漁業改善計画）
 が必要

7 問合せ先  
熊本県農林水産部水産局 水産振興課  
☎096-333-2457



## 水産多面的機能発揮対策事業

国事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨の影響により被害を受けた漁場等において、漂流漂着物の回収・処理、堆積物の除去及び耕うんの活動を支援

### 2 支援内容

#### 1) 藻場の保全

漂流・漂着・浮遊・堆積する流木等の回収・処理の活動

#### 2) 干潟等の保全（浅場を含む）

耕うん、漂流・漂着・浮遊・堆積する流木等の回収・処理の活動

#### 3) 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理

砂浜、海底、沖等の漂流・漂着・浮遊・堆積する流木等の回収・処理の活動

### 3 支援対象者

活動地域を所管する市町村と協定を結んだ漁業者等グループ

### 4 事業実施主体

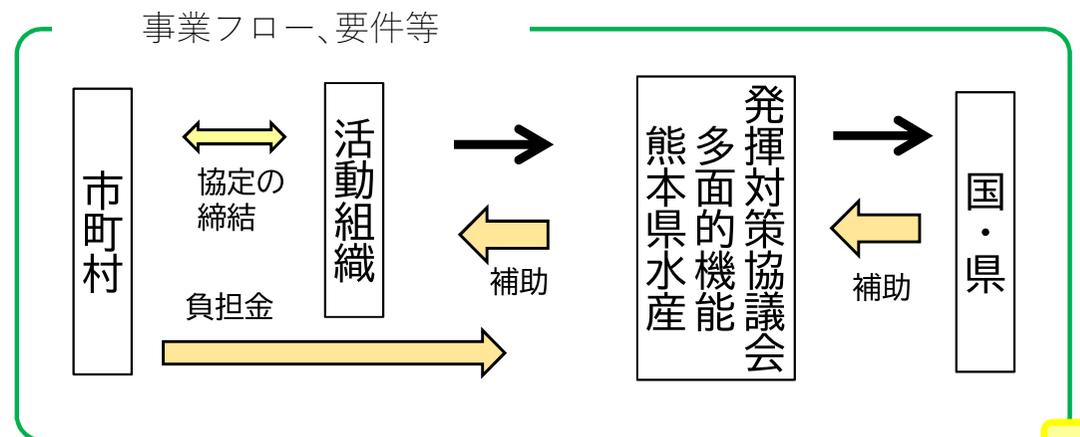
3で述べた活動組織

### 5 負担割合 国 10/10

### 6 留意事項 活動写真、作業記録、領収書等を保存

### 7 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 水産振興課  
☎096-333-2831

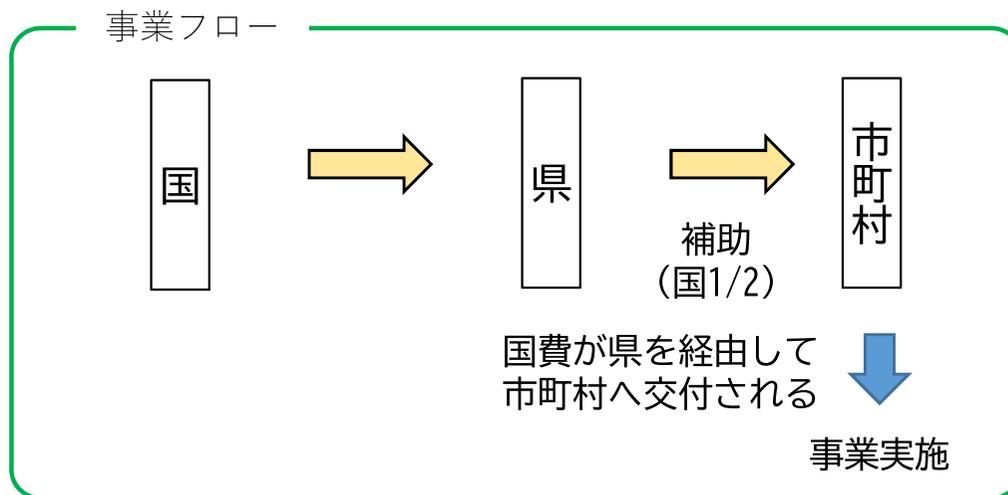


災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

[県予算名：災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費（市町村管理漁港補助）]

国庫補助事業

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨により、市町村管理漁港海岸に漂着した流木等の処理を行う。
- 2 支援内容  
漁港海岸に漂着した流木等の回収・処分
- 3 事業実施主体  
市町村
- 4 負担割合 国1／2、市町村1／2
- 5 留意事項  
応急対策を実施する場合、被災の状況、事業の実施状況、処理量等を確認できるよう、写真等の資料整理が必要
- 6 問合せ先  
熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課  
☎096-333-2464



災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業  
[県予算名：災害関連大規模漂着流木等処理対策事費]

国庫補助事業

- 1 事業内容  
令和2年7月豪雨により、県管理漁港海岸に漂着した流木等の処理を行う。
- 2 支援内容  
漁港海岸に漂着した流木等の回収・処分
- 3 事業実施主体  
県
- 4 負担割合  
国 1/2、県 1/2
- 5 問合せ先  
熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課  
☎096-333-2465

事業フロー

国



補助  
(国1/2)

県



事業実施

## 海岸漂着物等地域対策推進事業 [県事業名：海域漂流・海岸漂着物地域対策事業]

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により河川等から流木や葦等のごみが海域へ流入したことに伴い、環境保全及び船舶の安全確保等を図るため、海域漂流物の回収・処分を行うとともに、漂流物対策フェンスを設置する。

### 2 支援内容

#### 1) 漁業者による海域漂流物の回収・処分

全県海域での海域漂流物の回収・処分を実施（熊本県漁連に委託）

#### 2) 白川河口域等への漂流物対策フェンスの設置・管理

白川河口域等への漂流物対策フェンスの設置及び維持管理を実施（関係漁協に委託）

### 3 事業実施主体

県

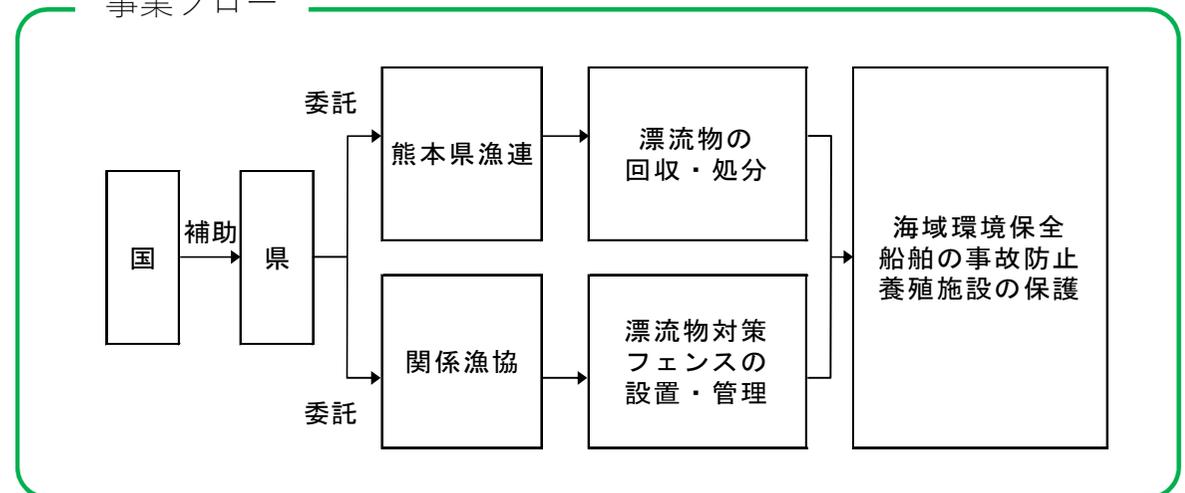
### 4 負担割合

国 8/10、県 2/10

### 5 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課  
☎096-333-2463

事業フロー



## 公共土木施設災害復旧事業 [県予算名：現年漁港漁場災害復旧費]

国庫補助事業

### 1 事業内容

令和2年7月豪雨により、被災した漁港施設及び海岸施設の復旧を行う。（公共土木施設の災害復旧事業費について定められた負担法に基づく）

### 2 支援内容

被災した漁港施設及び海岸施設の復旧

### 3 事業実施主体

県、市町村

### 4 負担割合

（県事業） 国 2/3、 県 1/3

（市町村事業） 国 2/3、 市町村 1/3

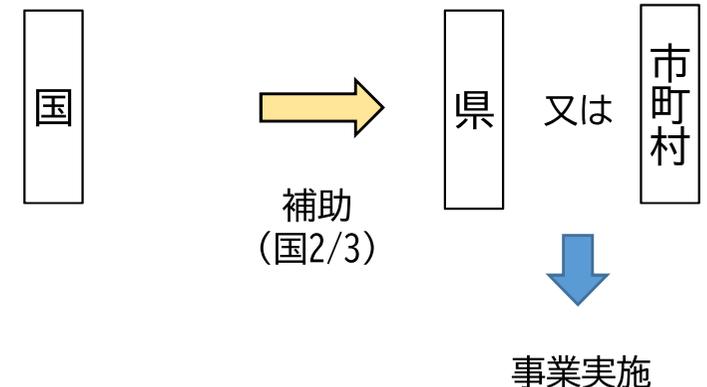
※激甚指定に伴う補助率の嵩上げ措置あり。ただし、補助率は被災状況等により異なる

【参考】激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率平均 国：83%

### 5 問合せ先

熊本県農林水産部水産局 漁港漁場整備課  
☎096-333-2465

事業フロー、要件等



## (1) なりわい再建支援補助金

県が「復興事業計画」を策定し、計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の一部を国が支援します。

### 対象者

中小企業者・中小企業事業協同組合等  
※県が「復興事業計画」を策定する必要があります。

### 支援内容

令和2年7月豪雨において、熊本県を対象に、県の復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

#### ①公募期間:

第5次公募 令和3年1月5日(火曜日)～令和3年1月18日(月曜日)

#### ②補助率: 中小企業者・中小企業事業協同組合等 3/4

※過去に被災、売上減少など一定の要件を満たす場合は、5億円までは定額補助

#### ③上限額: 15億円

#### ④補助対象費目: 施設、設備の復旧費用等(資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等)に要する費用も補助します。

※令和2年7月豪雨で被害の原因となった災害の発生以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

### お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 商工振興金融課(電話) 096-384-8880  
九州経済産業局 産業部 復興推進室(電話) 092-482-5488  
中小企業庁 経営支援部 経営支援課(電話) 03-3501-1763